

消防予第 129 号
平成 27 年 3 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係
担当：金子、近藤、北野
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

問1 規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（以下「小規模特定用途複合防火対象物」という。）に対する「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第368号。以下「368号政令」という。）及び「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第333号。以下「333号政令」という。）に係る経過措置について

- ① 368号政令の施行の際、現に存する小規模特定用途複合防火対象物（令別表第1（5）項イに掲げる防火対象物並びに（6）項イ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。①において同じ。）及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の小規模特定用途複合防火対象物は令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物に該当する場合があるが、同項第1号に掲げる防火対象物に該当する複合用途防火対象物の部分と同様に、平成30年3月31日までの間は、自動火災報知設備の設置を猶予することとして差し支えないか。
- ② 333号政令の施行の際、現に存する小規模特定用途複合防火対象物（令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。②において同じ。）及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の小規模特定用途複合防火対象物は令第12条第1項第3号に掲げる防火対象物に該当する場合があるが、同項第1号に掲げる防火対象物に該当する複合用途防火対象物の部分と同様に、平成37年6月30日までの間は、スプリンクラー設備の設置を猶予して差し支えないか。

（答）

- ①、②ともに差し支えない。

問2 333号政令において令第21条第1項第1号の改正が行われたが、これにより368号政令で自動火災報知設備の設置が必要とされた令別表第1(6)項イの対象範囲は変わらないと解してよいか。

また、368号政令附則で規定された令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物における自動火災報知設備の設置に係る経過措置についても、同様に対象範囲が変わらないと解してよいか。

(答)

前段、後段ともお見込みのとおり。

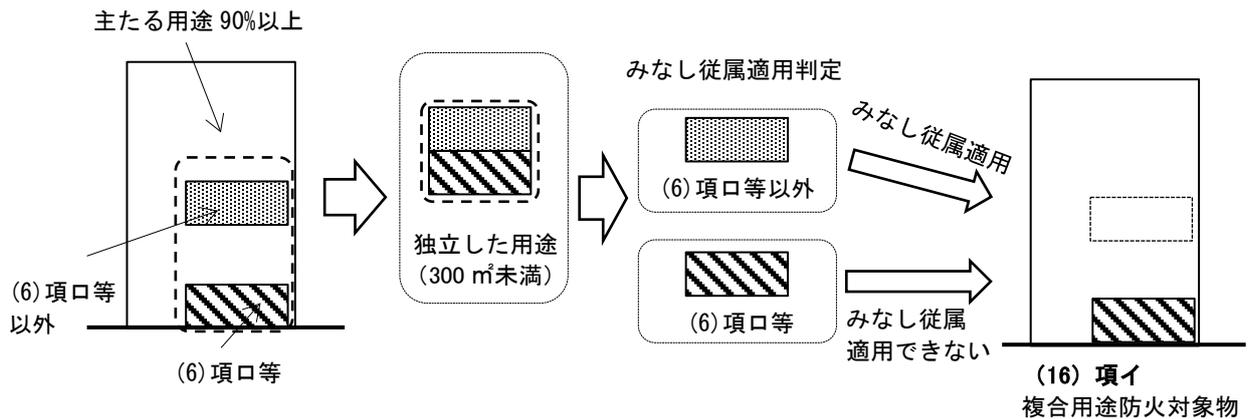
問3 令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物等[※](以下「(6)項口等」という。)については、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号。以下「41号通知」という。)1(2)に該当する部分として取り扱わないよう41号通知の改正が行われたが、41号通知1(2)に規定する「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として(6)項口等と(6)項口等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項口等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うのか。

※ 令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物等((6)項口等)

(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イからハ((6)項イ及びハにあっては利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

(答)

お見込みのとおり。



- 問4 368号政令施行の際、現に存する障害者グループホーム等で、368号政令の施行後に入居者等の入れ替わりがなく、入居者の障害支援区分の更新等により「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月14日消防予第81号。以下「81号通知」という。）5の「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」の要件に該当することとなったものについて
- ① 368号政令施行の際に、既に令別表第1（6）項口に掲げる防火対象物であったものとして取り扱って差し支えないか。
 - ② この場合、368号政令附則で規定されたスプリンクラー設備に係る経過措置が適用されると解してよいか。
 - ③ この場合、令第21条第1項第1号の規定により、直ちに自動火災報知設備の設置が義務付けられると解してよいか。
 - ④ 368号政令附則に規定されたスプリンクラー設備に係る経過措置期間の終了後に入居者の障害支援区分の更新等により81号通知5の要件に該当することとなったものについて、②と同様にスプリンクラー設備の設置を3年間猶予することとして差し支えないか。

（答）

- ① 設問の防火対象物については、368号政令の施行の際、既に「避難が困難な障害者等を主として入所させる」ための施設であったと考えうる。既に「避難が困難な障害者等を主として入所させる」ための施設であったと考えられるものについては、そのように取り扱って差し支えない。
- ②、③ともにお見込みのとおり。
- ④ そのような取り扱いは妥当でない。368号政令の施行の際、既に「避難が困難な障害者等を主として入所させる」ための施設であったとしても、368号政令附則に規定された経過措置を適用する余地がないため。